鳥羽市監査委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は 監査の結果を参考として講じた措置について教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成31年4月12日

鳥羽市監査委員 村 林 守 鳥羽市監査委員 井 村 行 夫

記

監査の種類	平成30年度 定期監査	
監査実施期間	平成30年6月25日~8月3日	
結 果 区 分	検討事項	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
教育委員会	学校給食運営事業について	
学校教育課	懸案事項によると、中央共同調理場の	中央共同調理場の民間委託につきま
	運営については施設の老朽化に伴う改	しては、調理業務、洗浄・清掃業務のみ
	修費や人事費等の費用対効果を含めた	の委託であり、施設の維持管理は市が行
	試算も行い、調理業務の民間委託を検討	っていくこととなります。民間委託を実
	している。鳥羽市の子どもたちに安心安	施している市町へのアンケート調査や
	全な給食を提供するため、引き続き関係	視察にて、特に施設の改善を行わなくて
	機関と慎重に検討を進められたい。ま	も民間委託を行っている事例が確認で
	た、国は給食費の公会計化を推進してい	きたことから、民間委託業者へ現状の施
	るが進んでいない現状である。給食費の	設状況による民間委託の見積り (3社)
	一般財源化も併せて検討されたい。	を徴収し、市の該当する予算との費用対
		効果や、メリットデメリットを含めた検
		討を行いました。今後は、政策会議を含
		め協議を進めるとともに、安心安全な給
		食の提供を行うため、民間委託を進めた
		場合のプロポーザル方式による業者の
		選定や民間委託を行わない場合の職員
		配置や衛生管理問題など検討を進めて
		まいります。
		また、給食費の公会計につきまして
		は、公会計のメリットデメリットを明ら
		かにし、電算システム導入や業務量の増
		減など今後も多角的に継続して検討を
		行う必要があります。